

決定
Topics

町民生活課からのお知らせ

平成 31 年度国民健康保険税税率の改定について

問 町民生活課 保険年金係 内線 2115 / 町民生活課 課税管理係 内線 2122・2123

今年度の保険税率が次のとおり決定しました。

なお、制度改正等の詳細については、7月中旬に送付している「平成 31 年度国民健康保険税納税通知書」に同封（「平成 31 年度国民健康保険税のしおり」）していますので、ご確認ください。

①医療給付費分【改正】

区 分	所得割	資産割	均等割	平等割
改正後 A	7.2%	25.0%	17,100 円	19,000 円
改正前 B	8.5%	34.0%	20,100 円	22,400 円
増減 (A-B)	△ 1.3%	△ 9.0%	△ 3,000 円	△ 3,400 円

※賦課限度額：61 万円

②後期高齢者支援金分【改正】

区 分	所得割	資産割	均等割	平等割
改正後 A	2.5%	10.0%	7,000 円	5,400 円
改正前 B	2.9%	14.0%	8,100 円	6,300 円
増減 (A-B)	△ 0.4%	△ 4.0%	△ 1,100 円	△ 900 円

※賦課限度額：19 万円

③介護納付金分【改正】

区 分	所得割	資産割	均等割	平等割
改正後 A	2.2%	8.0%	7,400 円	4,100 円
改正前 B	3.0%	12.0%	8,900 円	5,400 円
増減 (A-B)	△ 0.8%	△ 4.0%	△ 1,500 円	△ 1,300 円

※賦課限度額：16 万円

※介護納付金分は 40 歳以上 65 歳未満の方が対象となります。

お知らせ
info

町長と膝を交えて懇談してみませんか？

「まちづくり懇談会」申し込みのご案内

問 総務財政課 行政係 内線 2206

令和元年度もさまざまな視点からまちづくりについて、ともに考えていきましょう。

目 的

町民の皆さんの自治意識の高揚と、「町民と行政との協働のまちづくり」の推進

対 象

原則として、町内に在住、在勤または在学する者で組織した団やグループ

※ 10 人以上の参加者で実施します。

期 日

年間を通じて曜日に関係なく実施

時 間

原則として 9 時～ 21 時の間

1 回の実施時間は 1 時間 30 分程度とします。

会 場

場所の確保や設営については、申込者の方に行っていただきます。（※町内に限ります。）

内 容

テーマを設定して話し合うことを原則とします。ただし、特にテーマがない場合は、自由に参加者の意見を聴かせていただきます。なお、会の運営については、団体およびグループの方に行っていただきます。

申込方法

希望日の 3 週間前までに所定の申込用紙を提出してください。